

平成28年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成28年8月

法 務 省

## はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（平成26年4月25日決定。平成27年4月17日改定）に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

## 目 次

1	法務省の政策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	平成28年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	
	薬物事犯者に関する研究・・・・・・・・	5
	(参考資料)	
	研究評価検討委員会における評価基準・・・・・・・・	11
	(2) 施設の整備	
	岡山地方法務局新営工事・・・・・・・・	18
	(岡山地方法務局新営工事事業評価資料)	
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課における事業評価システム・・・・・・・・	29

## 政策体系

### 基本政策

#### 政策

#### 施策

### I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

### 4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

### 5 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

### 6 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

### 7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の

安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

- (1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等**（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

8 **破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

### III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

10 **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

- (1) **人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

### IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

## V 出入国の公正な管理

- 12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

## VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

## VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

# 平成28年度事前評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（薬物事犯者に関する研究）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))		
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	平成28年 8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

平成27年版犯罪白書によると，覚せい剤取締法違反による検挙人員は，平成13年以降おおむね減少傾向にあるものの，毎年1万人を超える状況が続いており，入所受刑者全体に占める割合も依然として高い水準にある。また，近年では，若年層を中心にいわゆる危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員が増加しており，危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めている。さらに，薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことが繰り返し指摘されており，平成27年版犯罪白書によると，出所受刑者の5年以内累積再入率<sup>\*1</sup>は，覚せい剤取締法違反で最も高く，出所者の約半数の者が出所年を含む5年以内に刑事施設に再入所している現状にある。

こうした中，薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律が施行され，今後，薬物事犯者の様々な特性を踏まえた処遇の一層の充実が必要な状況にある。「再犯防止に向けた総合対策」<sup>\*2</sup>においても，薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が求められており，特に，女性受刑者に特有の問題性に着目した効果的な指導・支援方策という観点からの要請もなされている。

以上のような状況の下，薬物犯罪に関連する法務総合研究所研究部の先行研究を見ても，「薬物犯罪の現状と対策」と題して特集を組んだ平成7年版犯罪白書では，薬物乱用問題の国際的動向，我が国における薬物犯罪の動向，薬物事犯者の特質，諸外国における薬物犯罪とその取締の現状を幅広く紹介しているが，その後，約20年が経過している。また，「再犯防止施策の充実」と題して特集を組んだ平成21年版犯罪白書では，覚せい剤事犯受刑者を対象とした調査を実施し，その再犯の実態と再犯要因等を取り上げているが，窃盗事犯者との同時調査であったこともあり，薬物事犯者の特性に関する調査項目は限られており，薬物依存者への処遇の在り方を検討するために有用な精神医学や心理学等の観点からは十分に調査されていない。

以上を踏まえて，本研究では，薬物事犯者に対する有効な方策を講じる上での資料を提供するため，主として次の二つの観点から研究を行うこととする。第一に，我が国の薬物犯罪に係る動向を見るとともに，近時の薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観し，我が国における今後の施策を検討するための基礎資料を提供する。第二に，薬物事犯者の諸特性について，刑事政策的な観点に加えて，精神医学・心理学等の観点も含めて多角的に把握し，対象者の特性等に応じた指導及び支援に資する基礎資料の提供を目指すこととする。

### (2) 目的・目標

本研究の目的は「我が国の薬物犯罪に係る動向を見ること及び薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観することに加え，薬物事犯者の特性等を多角的

に検討し、もって、薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供すること」である。

### (3) 具体的内容

#### ア 研究期間

平成29年度から平成30年度までの2か年

#### イ 研究内容

##### (ア) 我が国における薬物犯罪の動向

警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階での統計資料に基づき、薬物犯罪の発生状況や薬物事犯者の処遇状況等について分析する。統計資料が入手できる範囲において可能な限り幅広い規制薬物に関する動向調査を行うほか、薬物の自己使用者等に対する刑の一部の執行猶予制度の運用状況についても概観する。

##### (イ) 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査

諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等について最新の知見を幅広く収集し、整理して提示する。

##### (ウ) 薬物事犯者に係る実態調査

刑事施設に在所している薬物事犯受刑者を対象とし、質問紙調査を実施し、危険ドラッグを含む使用薬物の範囲、薬物依存の程度（処方薬依存を含む。）、薬物の影響下における違法行為の有無、抑うつ・食行動異常等の併存する精神症状、自傷行為を含む故意に自己を損する行為、断薬と再使用の契機、児童期の被虐待体験等について調査し、性差等の観点から分析を行う。

##### (エ) 実地調査

再犯防止総合対策に係る国の機関をはじめ、民間の医療機関等において実施されている各種取組に関する実地調査（海外での調査を含む。）を行う。

#### ウ 共同研究者

精神医学等の分野における学識経験者を共同研究者とする。

#### エ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、薬物犯罪及び薬物事犯者の実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止対策の課題と今後の在り方を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

## 3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

## 4. 評価の内容

本研究について、平成28年4月20日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおりである。）。

### (必要性の評価項目)

本研究の対象者である薬物事犯者については、法務省の重要施策である「再犯防止に向けた総合対策」においても、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されているなど法務省の施策と密接に関連しており、実施の必要性が極めて高い。また、精神医療の領域においては、薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした

大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。さらに、刑の一部の執行猶予制度の運用が開始されるなど薬物事犯者への処遇の充実強化が焦眉の課題であるほか、近年では、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めるなど使用薬物の多様化も認められ、こうした情勢において、薬物事犯者の実態を早急に明らかにし、基礎資料として提供する価値は高く、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中30点である。

(効率性の評価項目)

本研究の実態調査では、主たる罪名が覚せい剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女子受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保する予定である。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握できるよう調査項目を設定する予定である。このような対象者及び調査項目の設定により、性別、年齢層、犯罪性の進捗等の対象者の特性に応じた調査分析が可能となるほか、そうした特性と使用薬物の範囲等も詳細に検討できることから、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。また、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加えて、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用し、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を設定し、多様な観点から分析を加える予定であることから、研究の実施体制・手法も適切なものとなる見込みである。さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、公刊されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中27点である。

(有効性の評価項目)

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」<sup>\*3</sup>及び「世界一安全な日本」創造戦略<sup>\*4</sup>に沿ったものである。また、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や、薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する1項目の評点は10点中10点である。

(総合評価)

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年8月3日～15日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

- ・薬物事犯受刑者への質問紙調査で危険ドラッグの調査が可能か疑問がある。
- ・女子受刑者も対象とするなら、虐待経験だけではなく、DV、ストーカー経験調査も

必要ではないか。

#### 〔反映内容〕

御意見を踏まえ、共同研究者である国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（法人番号 6012705001563）とも協議の上、質問紙調査の項目について検討する。

### 6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）  
第3 再犯防止のための重点施策
  - 1－（3）女性特有の問題に着目した指導及び支援
  - 1－（4）薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援
- 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議）  
目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底
- 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）  
Ⅲ 戦略の内容
  - 3－（1）－⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化
  - 3－（3）－④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

### 7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

### 8. 備考

- 平成21年版犯罪白書「再犯防止施策の充実」
- 平成7年版犯罪白書「薬物犯罪の現状と対策」
- 昭和57年版犯罪白書「薬物犯罪の動向と対策」
- 研究部報告34「薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究－オーストラリア、カナダ、連合王国、アメリカ合衆国－」
- 研究部報告27「アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究」

---

#### \*1 5年以内累積再入率

出所年を含む5年以内に受刑のため刑事施設に再入所した者の率をいう。

#### \*2 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

##### 第3－1－（3）女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

##### 第3－1－（4）薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

薬物依存の問題を抱える者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや薬物依存症の治療のための医療と、帰住先・就労先の確保のための支援とを一体として実施するとともに、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携によって、刑務所等収容中から出所等後まで一貫した支援が行える態勢を強化する。

特に、覚せい剤事犯者にとって再使用の危険性が最も高いとされる刑務所等からの出所等後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、引き続き医療機関、薬物依存症に係る自助団体等と緊密に連携しつつ薬物依存に対する継続的・長期

的な指導・支援の充実を図る。

また、その家族等に対し、薬物依存者への対応等に関する理解を深めさせ、適切な対応力を付与するとともに、当該家族等を疲弊、孤立させないための取組を実施する。

\*3 「第四次薬物乱用防止五か年戦略（平成25年8月薬物乱用対策推進会議）」

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となり、薬物乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。その際、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援は不可分であること等を踏まえる必要がある。薬物依存症については未だ治療法が確立されていないため、各種開発研究を進めながら、その成果を関係領域に還元しつつ、現状で動員可能な対応法・社会資源の有効活用を追求して行く必要がある。

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

\*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－3－（1）－⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設等における薬物依存の問題を抱える者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた、実施体制の見直しを行う。

また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、地方更生保護委員会及び保護観察所が、個々の対象者の再犯リスクを適切に把握した上で、専門的な処遇プログラムによる指導、薬物依存症の治療を受けるための調整、帰住先や就労先の確保に向けた支援、薬物事犯者の家族等に対する相談支援等を、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との更なる連携策を検討しつつ実施する。

Ⅲ－3－（3）－④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため、懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた準備及び施行後における適正な運用を行う。

## 事前評価結果表

## 【薬物事犯者に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことが繰り返し指摘されており、「再犯防止に向けた総合対策」においては、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されている。また、本年6月には、薬物事犯者等に対する刑の一部の執行猶予制度が運用開始となる見込みである。このように、本研究は、法務省の重要な施策と密接に関連しており、実施する必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	精神医療の領域において薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	刑の一部の執行猶予制度の運用が開始されるなど薬物事犯者への処遇の充実強化が焦点の課題であるほか、近年では、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めるなど使用薬物の多様化も認められる。こうした情勢において、薬物事犯者の実態を早急に明らかにし、基礎資料として提供する価値は高く、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	実態調査では、主たる罪名が覚せい剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女子受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保する予定である。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握できるよう調査項目を設定する予定である。このような対象者及び調査項目の設定により、性別、年齢層、犯罪性の進捗等の対象者の特性に応じた調査分析が可能となるほか、そうした特性と使用薬物の範囲等も詳細に検討できることから、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	具体的な調査手法や調査項目等については今後さらに検討の余地があるものの、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加えて、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用する予定であり、また、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を設定し、多様な観点から分析を加える予定であることから、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、公刊されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「世界一安全な日本」創造戦略に沿ったものである上、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。

評点合計： 67点 / 70点

# 参 考 资 料

## 研究評価検討委員会における評価基準

### 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

### 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

### 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
  - A…評点 10 点
  - B…評点 7 点
  - C…評点 5 点
  - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
  - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
  - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
  - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
  - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

### 第4 評価項目

#### 1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

##### (1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

##### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

**(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

**ア 評価の観点【主に研究の効率性】**

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

**イ 評価の基準**

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

**(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

**ア 評価の観点【主に研究の効率性】**

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

**イ 評価の基準**

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

**(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。**

**ア 評価の観点【主に研究の有効性】**

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

## イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

## 2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

### (1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

#### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

## イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

### (2) 代替性のない研究であるか。

#### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

## イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

### (3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

**(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

**(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

**(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。**

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

# 平成28年度事前評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

施策名	施設の整備（岡山地方法務局新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	平成28年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### （1）課題・ニーズ

既存施設は、昭和54年に建設された建物であり、経年による老朽化に加え、耐震強度が不足している。

また、統合受入れ及び登記事務の集中化による人員の増加とOA機器等の増加により既存施設の面積が不足している。加えて、必要な駐車スペースが不足しており、民有地を借り上げて必要台数分を確保している状況である。

そのため、行政事務の円滑な遂行や利用者への窓口サービスの提供に支障を来しており、それらの状況を解消することが求められている。

### （2）目的・目標

業務効率の改善及び施設の集約化を行い機能不備を解消することで利用者へのサービス向上を図る。

### （3）具体的内容

事業場所：岡山県岡山市北区南方1-3-58

事業時期：平成29年度から

延べ面積：6,215平方メートル

入居庁：岡山地方法務局

## 3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

## 4. 評価の内容

### （1）事業評価の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の必要性：103点

・既存庁舎は面積が不十分な上、経年による建物の老朽が進んでいるほか、耐震基準を満たしていない。

### （2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料5ページ）。

事業計画の合理性：100点

・既存庁舎は耐震基準を満たしていないほか、現行の日影規制を超えているため、これ以上の改修や増築ができないことから、同等の性能が確保できる他の案<sup>\*1</sup>は実現不可能である。

### （3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）<sup>\*2</sup>（別添資料6ページ）：133点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B 2）の評価<sup>\*3</sup>（別添資料 7 ページ）において、特に充実した取組（A 評価<sup>\*4</sup>）及び充実した取組（B 評価<sup>\*5</sup>）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

（ア）A 評価の内訳（1 項目）

①環境保全性（省エネ機器・システムの導入，屋上緑化，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応）に対して特に充実した取組が計画されている。

（イ）B 評価の内訳（2 項目）

①地域性（周辺の都市環境への配慮，景観への配慮）及び②防災性（雷保護の高性能化，保管室への防火性能の確保）に対して充実した取組が計画されている。

（ウ）C 評価の内訳（4 項目）

①人権，②ユニバーサルデザイン，③保安性及び④耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

平成28年 8 月 3 日～15日

（2）実施方法

持ち回り審議

（3）意見及び反映内容の概要

なし

## 6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

## 7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

## 8. 備考

本政策については，平成27年度に事前評価を行ったが，予算措置がなされなかったため，再度，事前評価を行ったものである。

---

\*1 「他の案」

現在地での耐震改修及び増築を想定したもの

\*2 「基本機能（B 1）」

基本性能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

\*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は，「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成 6 年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C 評価）とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお，官庁施設の計画では，同基準に定める社会性，環境保全性，機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

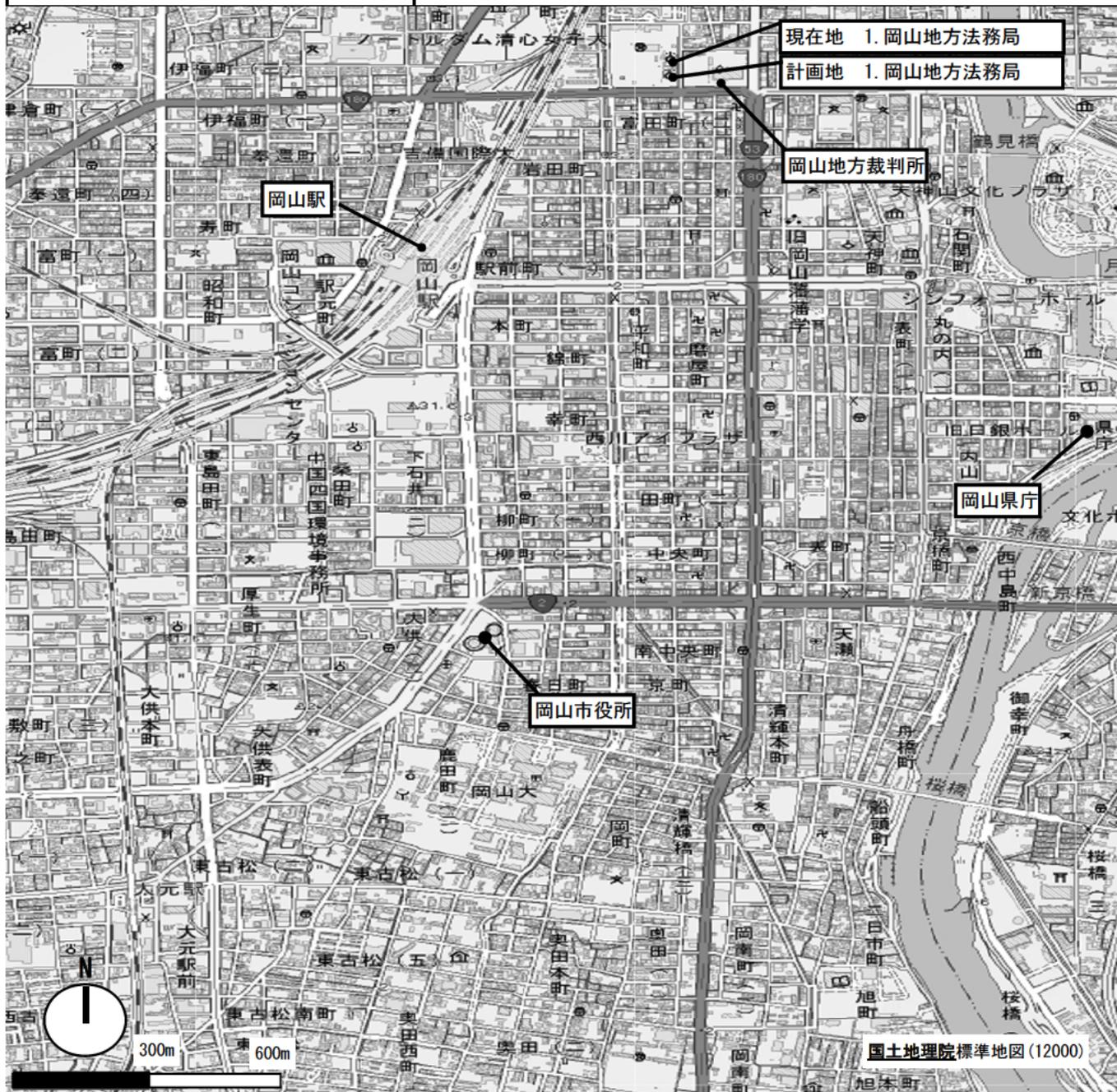
\*4 「A 評価」

- B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合
- \*5 「B評価」
- C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

岡山地方法務局新営工事  
事業評価資料

# 1 計画地周辺状況

凡例	主要施設
 <p>行政施設, 交通施設, 現在地, 計画地</p>	<p>[裁判所]</p> <p>施設名: 岡山地方裁判所</p> <p>移動距離: 0.1km</p>



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	岡山地方法務局	JR岡山駅より徒歩約13分

2 整備方針

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待合機能・情報提供機能の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・待合のためのスペースの確保</li> <li>・リフレッシュスペースの確保（自動販売機，ベンチ等）</li> <li>・情報公開，情報提供スペースの確保</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談機能の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室の充実（面積不足の解消等）</li> <li>・プライバシーの確保</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バリアフリー化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実</li> <li>・来庁者用経路の明確化（案内表示等のサイン計画の改善）</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要駐車台数の確保</li> </ul> </li> </ul>
	業務処理機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登記窓口・事務室の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室の面積不足の解消</li> <li>・セキュリティーの確保</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各領域の明確な区分                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧スペースの充実</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閲覧機能の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧機能の充実</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議室の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議に対応できるスペースの確保</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書庫充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保</li> <li>・スペースの有効活用への配慮</li> <li>・保管機能の充実 （空調設備等の設置）（防災安全性の確保） （保安安全性の確保）</li> </ul> </li> </ul>

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな 施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修及び取壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点
		100	90	80	70	60		
老朽	木造	保安度2.50以下	3.00以下	3.50以下	4.00以下	4.50以下	40	災害危険地域又は対象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下	70%以下	80%以下	80%以下	6,000以下	
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。
			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの	緊急に返還すべきもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	区画整理等が計画決定済であるもの	
借用返還	立退要求がある場合	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合	借用期限が切れ即刻立退が必要なもの	緊急に返還すべきもの	期限付き立退要求のもの	なるべく速やかに返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。
分散	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけ残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	80点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	シビックコア計画に基づくもの
都市計画の関係	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	シビックコア計画に基づくもの
立地条件の不良	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等が著しく困難なもの		位置が不適当で業務上又は排水不良等が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等が著しく困難なもの	位置が不適当で業務上又は排水不良等が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等が著しく困難なもの	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。
法令等	法令等に基づく整備	法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの		法令による基準より低いのもの				国の行政機関等の移転及び機械統廃合等に適用する。ただし、機械統廃合による場合は主理由として取り上げない。
合計								103

#### 4 事業計画の合理性

##### 事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	1	0.7	0.5	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	敷地未定	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり	整備の見込なし		1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツコア地区整備計画等に積極的貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場の確保に支障がある		1.0
構造	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件 機能性等	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	
			標準的な構造として計画されている。又は、特設な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特設な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点(各係数の積×100倍)						133

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

# 参 考 资 料

# 法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

## 目次

1 政策評価とは .....	1
2 法務省における政策評価 .....	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ .....	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制 .....	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム .....	6
(2) 再評価システム .....	12
(3) 事後評価システム .....	12

# 1 政策評価とは ( 政策評価に関する標準的 ガイドラインから )

平成13年5月17日省議決定

## ①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

## ②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

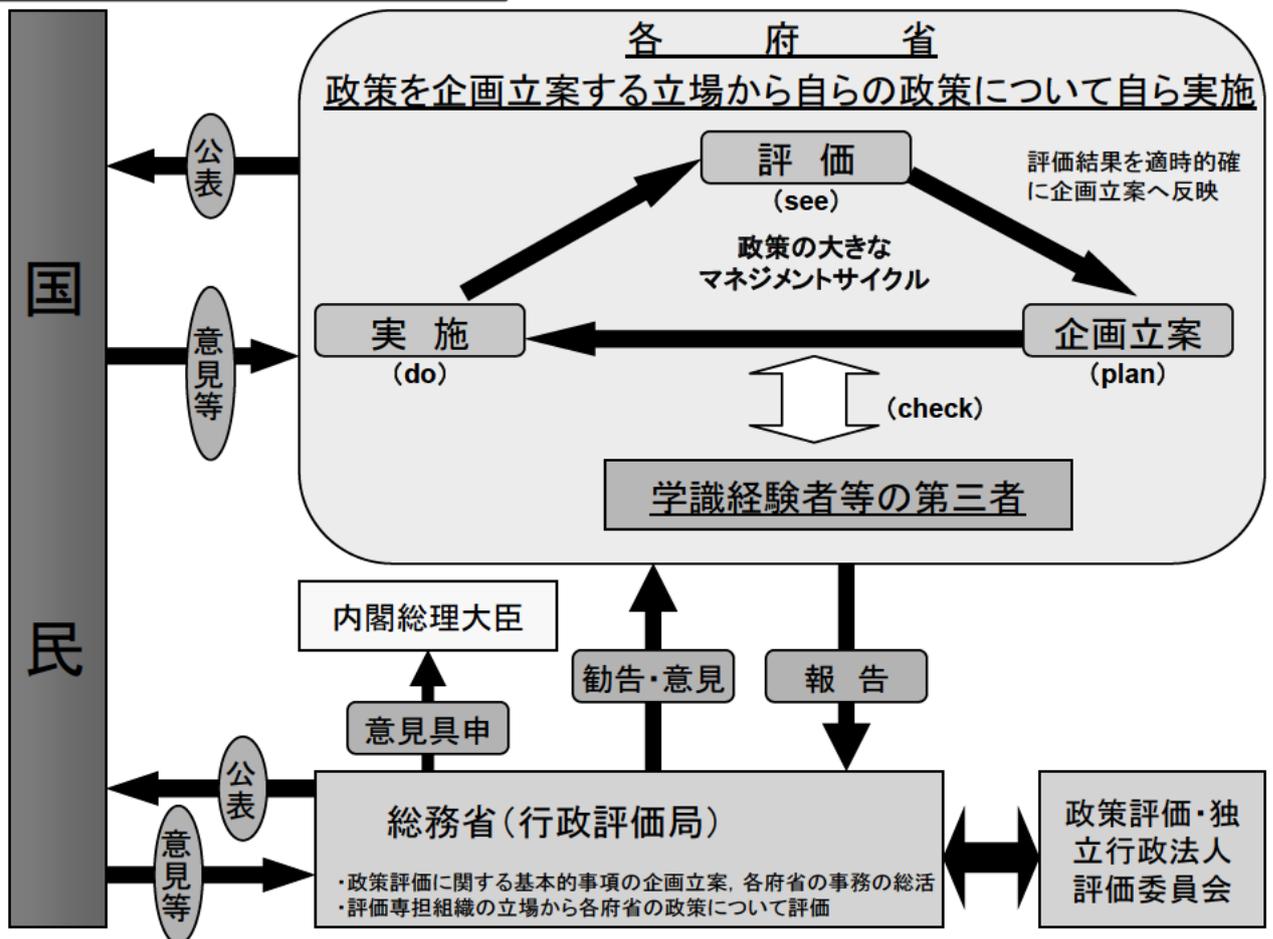
## ③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

## ④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

## 評価の枠組み



## 2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

### ①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

### ②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

### ③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

### ④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

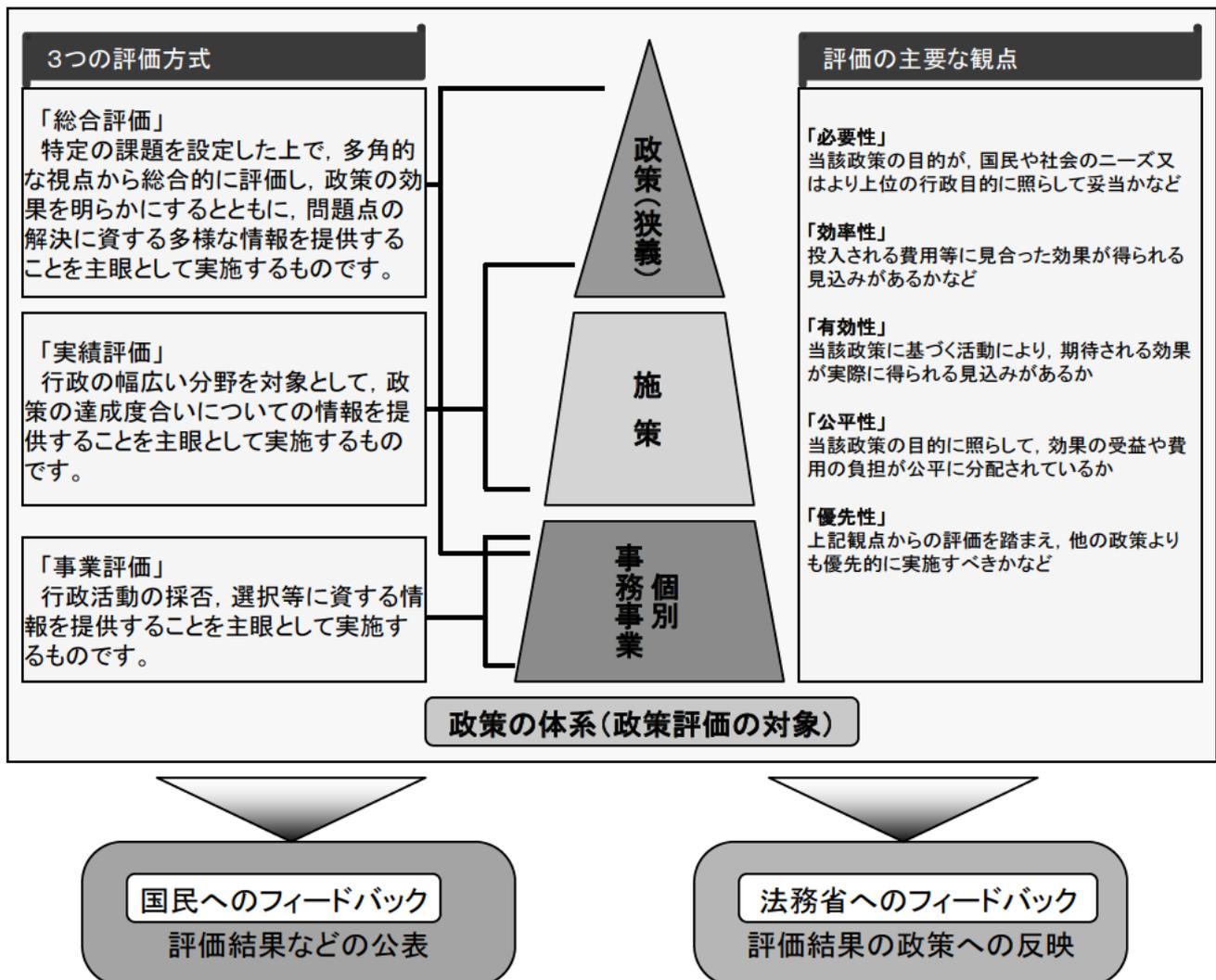
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

### ⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

### ⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



### 3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

#### 法務省大臣官房施設課事業評価の概要

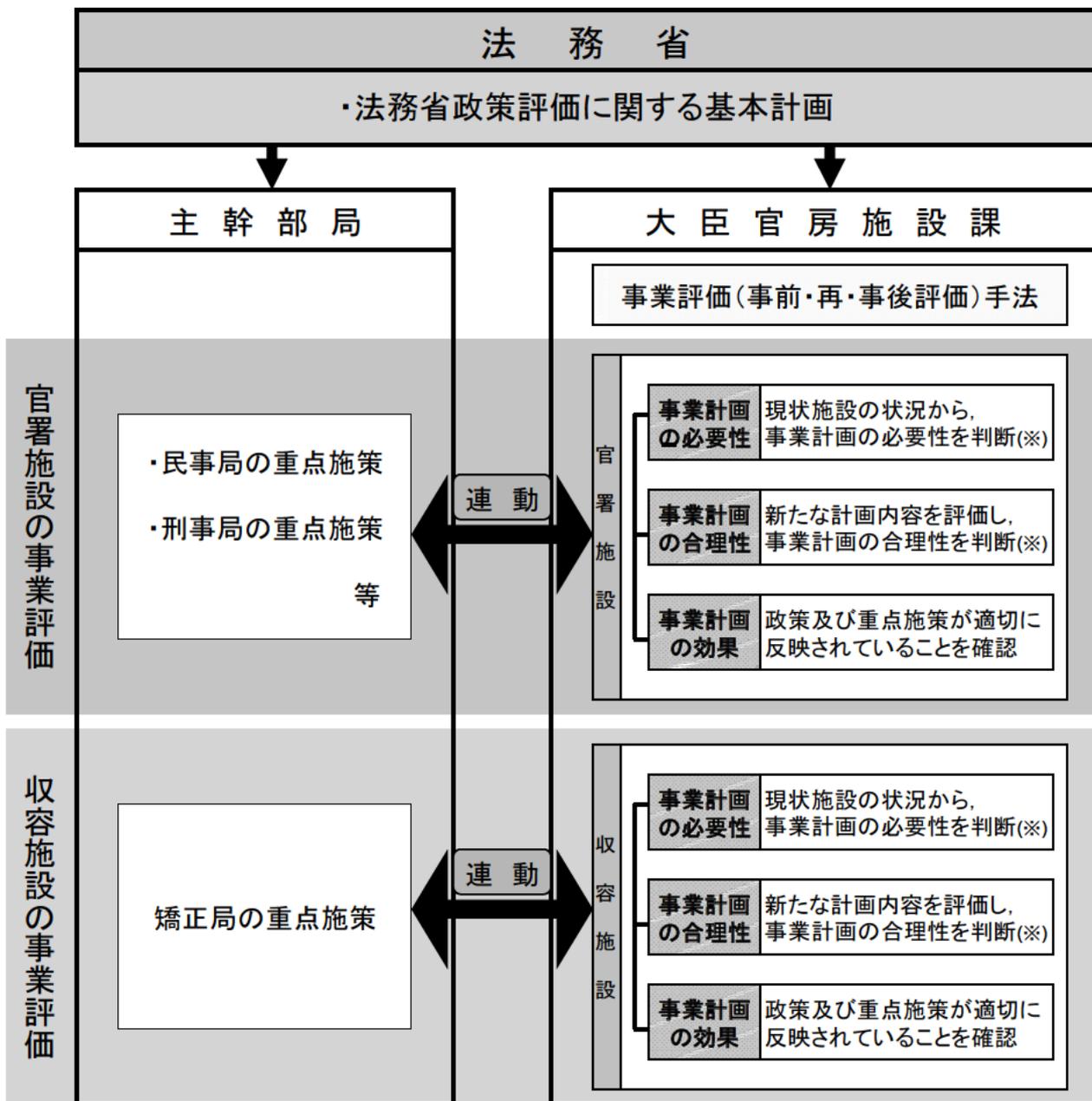
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

#### ○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

#### ○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

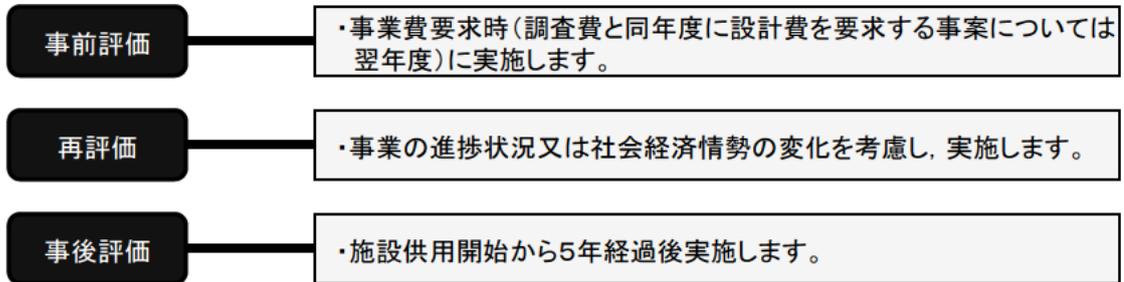


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

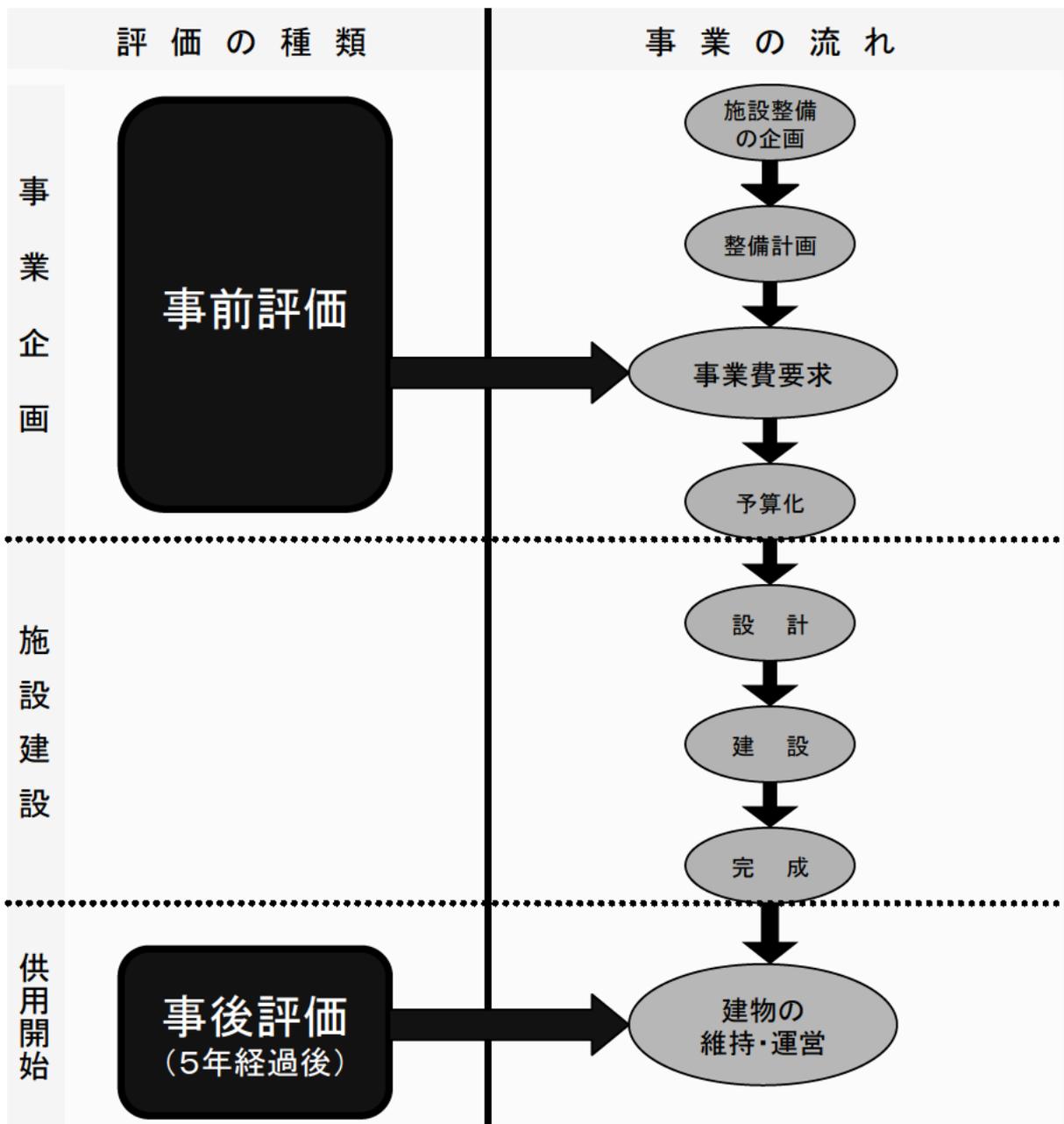
## 4 事業評価システムの流れ

### 事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



### 施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

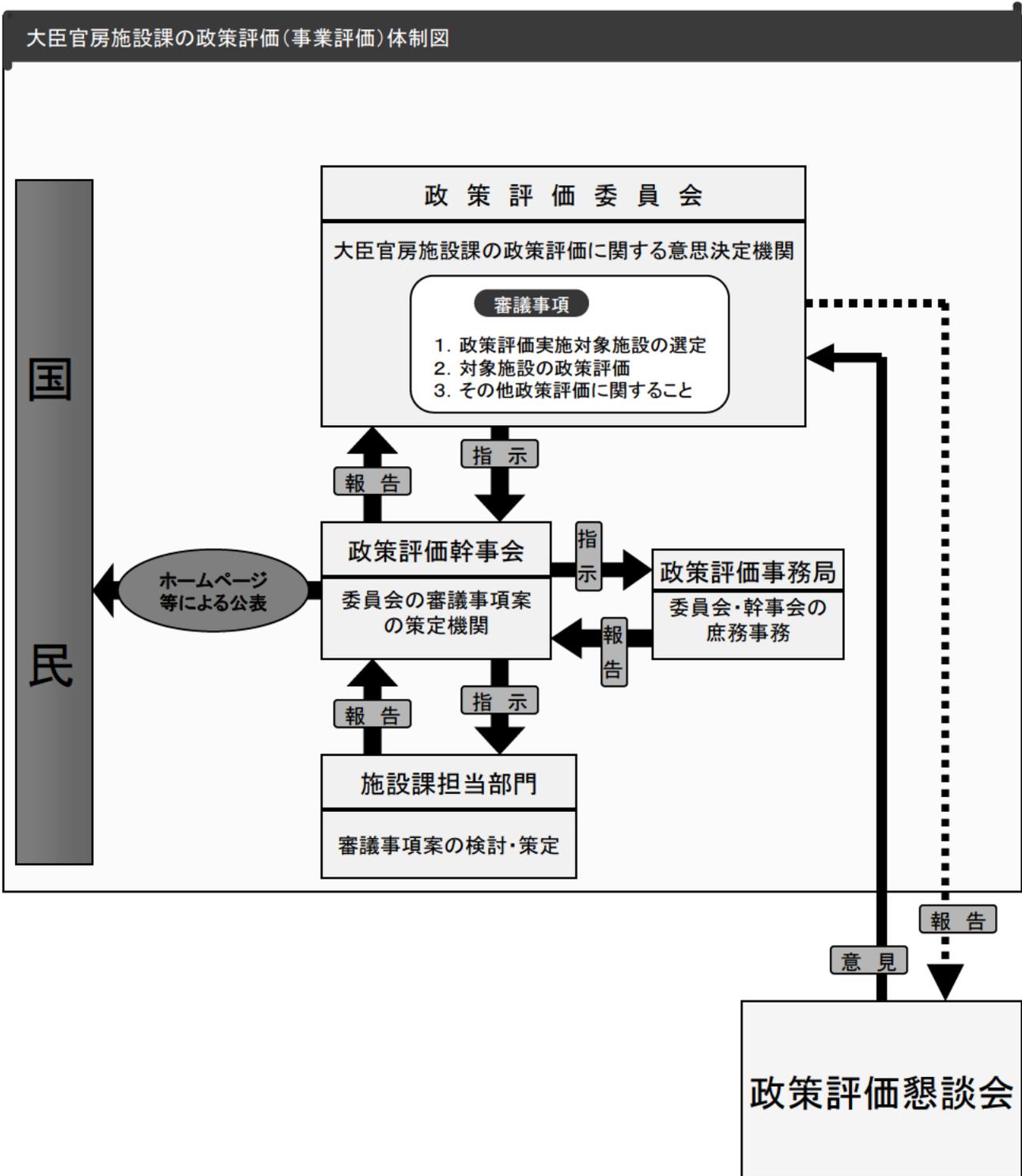


# 5 法務省大臣官房施設課における評価体制

## 目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



## 6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

### (1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

#### 3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

### ○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

### [事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。  
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。  
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m<sup>2</sup>)／新営施設の延床面積(m<sup>2</sup>)

# 事業計画の必要性に関する評価指標

## ●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

## ●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## イ 事業計画の合理性

### ○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

### 事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

## ウ 事業計画の効果

### ○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

## 事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

## (2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等, 事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり, 再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は, 事前評価時に実施した「事業計画の必要性」, 「事業計画の合理性」, 「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

## (3) 事後評価システム

事後評価は, 施設の供用開始から, 5年経過後に実施します。

なお, 事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は, 事業計画の実施の可否に関する評価であることから, 原則として事後評価では実施しないこととします。

### 評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して, 政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

### 事業計画の効果

#### ○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して, それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ, 100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし, 評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により, 各分類ごとにその取組状況を評価し, 政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

## 事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION  
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203  
URL: <http://www.moj.go.jp>